

東 自 監 第 5 7 号

東 自 保 第 4 0 号

令 和 3 年 7 月 1 日

公益社団法人 福島県トラック協会長 殿

東 北 運 輸 局 長



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止の徹底について

本年6月27日に、岩手県に営業所を置く貨物自動車運送事業者の運転者が、福島県内の国道を走行中、飲酒運転により、警察に逮捕されるという事案が発生しました。

運転者に対する飲酒運転の防止については、これまで数次にわたり再発防止を要請しており、本年3月に策定された「事業用自動車総合安全プラン2025」においても、「飲酒運転ゼロ」を目標に掲げる等、様々な取組を実施しているところです。

しかしながら、管内において本年5件目となる本件事案が発生するなど、依然として飲酒運転が後を絶たない状況は、自動車運送事業に対する社会の信頼の失墜に繋がる事態であり、誠に遺憾であります。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対して、改めて飲酒運転防止を周知徹底いただき、飲酒運転根絶に向けて強力に取り組んでいただきますようお願いいたします。